平成18年9月28日市長決裁

(目的)

- 第1条 この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第3号に規定する事業(以下「相談支援事業」という。)を実施し、障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報を提供し、助言等を供与するとともに、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。(事業主体)
- 第2条 相談支援事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の全部又は一部 を適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるも のとする。
- 2 相談支援体制については、障害種別に応じた複数の拠点を設置し、相互に 連携する体制を整備するものとする。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う 者で専門的な相談支援を必要とする者とする。

(事業内容)

- 第4条 相談支援事業は、一般的な相談業務に加え、専門的な相談支援等を円滑に実施できるよう、必要と認められる能力を有する専門的職員を配置する体制を整え、主に次に掲げる支援を実施するものとする。
 - (1) 専門的な相談支援等を要するケース等への対応
 - (2) 専門職によるカンファレンス、ケースワーク及びケアマネジメント等の 包括的な支援
 - (3) 法に係る障害支援区分認定調査及び計画相談支援並びに児童福祉法に係る障害児相談支援
 - (4) 関係機関との情報交換及び連絡調整

(報告及び調査)

- 第5条 市長は、事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、処理状況等について、定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的な事業実施状況の調査を行うものとする。
- 2 第2条第1項の規定により相談支援事業の委託を受けた団体は、支援体制 に変更等があるときは、市長に報告するものとする。

(経費の支弁)

第6条 本事業を委託する場合には、別に定める地区ごとに、予算の範囲内において別表で定める額を限度とし、契約により決定した額を支弁するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

則

附

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

- この要綱は、平成19年9月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年8月20日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年9月11日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

費用	限度額	対象経費
運営費		相談支援事業に必要な報酬、給料、
		職員手当等、賃金、報償費、旅費、
	年額	需用費 (消耗品費、食糧費、印刷製
	8,510,400円	本費)、役務費(通信運搬費、広告
		料)、委託料、使用料及び賃借料、
		備品購入費
障害支援区分	調査1件当たり	障害支援区分認定調査1件当たり
認定調査料	6,800円	の費用